

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

対象契約

●納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約（保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。）。

- 基本契約は「一般生命保険料控除」の、無配当総合医療特約（2種類）および無配当先進医療特約（無解約返戻金型）は「介護医療保険料控除」の対象です。
- 無配当災害特約（2種類）および無配当傷害医療特約（2種類）は生命保険料控除の対象外です。

対象保険料

●1年間（1月～12月）に払い込んだ保険料の合計額から、その年に支払われた配当金を差し引いた金額（年間正味払込保険料）となります。

生命保険料控除の手続き

①当社から「保険料払込証明書」※①を毎年発行します。

②生命保険料控除を受けるには「申告」が必要です。

〈給与所得者の方〉

- 年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。
- 保険料が団体払込みのときで、1年間に払い込んだ保険料の総額などを勤務先で確認できる場合は、「保険料払込証明書」の発行はしません。

給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。

〈給与所得者以外の方（申告納税者）〉

- 確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。

生命保険料控除額

●次のとおり年間の所得金額から控除されます。

〈所得税〉

年間正味払込保険料	控除金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円を超え80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円を超えると	一律 40,000円

〈住民税〉

年間正味払込保険料	控除金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円
32,000円を超え56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円
56,000円を超えると	一律 28,000円

- 「一般生命保険料」および「介護医療保険料」がある場合には、それぞれ「別枠」で計算した金額の合計となります。

※①…保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、ご契約者向けWebサービス「マイページ」または、最寄りの郵便局（簡易郵便局は除きます）にて手続きください。

マイページのご利用にあたっては、当社Webサイト（<https://www.jp-life.japanpost.jp/mypage/>）をご確認ください。

2 保険金の税法上の取り扱い

保険金にかかる税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。以下は、ご契約者が保険料負担者の場合です。

(1) 保険金の課税の取り扱い

	契約形態	契約内容の例			税の種類
		ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
死亡保険金	ご契約者と被保険者が同一人のとき	A	A	Aの配偶者	相続税
		A	A	Aの子	
	ご契約者と受取人が同一人のとき	A	Aの配偶者	A	所得税(一時所得) 住民税
		A	Aの子	A	
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人のとき	A	Aの配偶者	Aの子	贈与税
		A	Aの子	Aの配偶者	

	契約形態	契約内容の例			税の種類
		ご契約者	被保険者	生存保険金受取人	
生存保険金	ご契約者と受取人が同一人のとき	A	A	A	所得税(一時所得) 住民税
		A	Aの配偶者	A	
	ご契約者と受取人が別人のとき	A	A	Aの配偶者	贈与税
		A	Aの配偶者	Aの配偶者	
		A	Aの配偶者	Aの子	

(2) 死亡保険金の非課税限度額 (相続税法第12条)

- ご契約者と被保険者が同一人で、特定された死亡保険金受取人がそのご契約者の法定相続人に該当するときには、死亡保険金(契約が2件以上のときは合計します。)に対して、相続税法上、一定の金額が「**非課税**」となります。

保険金の非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

(3) 入院保険金などの非課税扱い

- 次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族」に該当するときには、次の保険金は「**非課税**」となります。

入院保険金、入院初期保険金、手術保険金、放射線治療保険金、重度障がいによる保険金、傷害保険金、先進医療保険金

⚠️ ご注意

- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- 2020年12月現在に適用される税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合があります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。